中期事業計画 (令和3年度~令和5年度)

奈良県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者(以下適宜「中小企業者」という。)に対し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、経営支援に対する取り組みの意識改革を図り、従来にも増して経営支援を推進します。

そのためには、(1)中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・ 強化、(2)地域に密着した業務の推進、(3)人事と組織の活性化等が重要と認識 し、諸施策を実施します。

こうした取り組みにより、中小企業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を 支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間において、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取組みます。

(1) 中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する資金繰り支援の強化
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により様々な影響を受けた中小企業者に対し、地方自治体や金融機関等と連携し、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。
- ② 経営支援・創業支援の充実・強化
 - · 引き続き創業前の相談から中小企業者のライフステージに応じた各種保証制度や専門家派遣制度等を活用しつつ、迅速かつ効果的な支援を実施します。
- ③ 事業承継の円滑化支援・事業再生支援の充実・拡充
 - ・ 事業承継の課題を抱える中小企業者に対して、「事業引継支援センター」、 「奈良県事業承継ネットワーク事務局」等関係機関と連携するとともに、 各種事業承継保証制度の利用を促進し、事業承継支援の充実・拡充を図り ます。
- ④ 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
 - ・ 中小企業者の安定的な資金調達を支援し経営改善・生産性向上に資するため、金融機関との対話により当該企業への支援方針を共有することで、保証付き融資とプロパー融資を組合せ、適切なリスク分担に柔軟に対応します。
- ⑤ 円滑な撤退の支援
 - ・ 経営改善や事業再生、事業承継の先行きが見通せない中小企業者に対して は、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。
- ⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
 - ・ 地域に密着した公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関 等との連携を図りながら、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取 組を推進します。

- ⑦ 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用
 - ・ 引き続き経営支援関連データを蓄積していくとともに、その効果の分析を 行い活用することで、経営支援のさらなる充実を図ります。
- ⑧ 回収の合理化、効率化
 - ・ 代位弁済時の初動および回収見込みの見極めの早期化を徹底し、求償権債 務者の資産・負債の状況に応じた柔軟な措置を行います。
 - ・ 完済見込のない定期弁済を継続している求償権保証人に対し、「一部弁済 による連帯保証人債務免除ガイドライン」を活用し、回収の最大化を図り ます。また、回収の見込みのない求償権債務者については、速やかに管理 事務停止を実施し、求償権整理を進めて回収の効率化を行います。
- ⑨ 求償権先の再生支援
 - ・ 代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を履行している場合や、再チャレンジを目指す求償権債務者には、求償権消滅保証、または、「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権整理を行うことによる再チャレンジの支援を行います。

(2)地域に密着した業務の推進

- ① 中小企業者との接点強化
 - ・ 中小企業者への企業訪問や対話を通じ、経営実態の把握に努め、中小企業者の視点に立ったタイムリーな信用保証を提供します。
- ② 金融機関・関係機関等との連携強化
 - ・ 金融機関及び関係機関との勉強会や事例研究会などを継続的に開催することにより、金融機関・関係機関等の担当者と中小企業者の支援状況の情報やノウハウを共有することにより連携を強化します。
- ③ 金融機関紹介の取組体制の推進
 - ・ 複数の金融機関と取引があり、十分な資金供給を得られない中小企業者に対し、当協会が仲介役となり、円滑な資金供給や経営改善支援などに取り 組みます。
- ④ 経営者保証に依らない保証の推進
 - ・ 経営者保証に依らない保証の推進を目的とした「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関の支援状況も踏まえ、ライフステージに応じた適切かつ柔軟な運用を引き続き推進します。
- ⑤ 顧客満足度向上
 - ・ 中小企業者の協会利用状況を踏まえ、迅速な保証対応に努めるとともに、 ライフステージに応じた各種支援に取り組み、「トータルサポートのでき る保証協会」を目指します。
- ⑥ 広報活動の充実
 - ・ ホームページやSNS、月報、各種メディアにより計画的かつ積極的に広報活動を展開することにより、協会が果たしている役割や経営支援の内容などの具体的な取組みを広く発信します。

(3) 人事と組織の活性化

- ① 組織の活性化と強化
 - ・ 将来の協会運営を見据え、長期的な視点にたって計画的な職員の採用を行 うとともに、現状の組織の課題や問題点を抽出・把握し、デジタル化やア ウトソーシングなど合理的・効率的な組織体制の構築に着手します。
- ② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上
 - ・信用保証及び関連の幅広い知識を持ち行動できる職員を育成するため、担当業務や経験年数に応じ外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修 やOJTを通じ職員の資質向上に努め、組織力の向上を図ります。

(4) その他

- ① 役職員のコンプライアンス態勢の徹底
 - ・ コンプライアンス統括部署を中心に、「コンプライアンス・プログラム」 を計画的かつ確実に実行し、遵守状況の把握、諸施策の評価及びコンプラ イアンスマニュアルの整備状況を監視するとともに、コンプライアンス違 反の起こらない環境を堅持し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 内部検査の実効性向上
 - ・ 内部検査においては、ムリ・ムダ・ムラの観点から事務効率化やリスク管理に繋がる、提案型の検査体制を推進していきます。
- ③ 危機管理体制(BCP)の強化
 - ・ 大規模災害やその他の緊急事態に備え、業務運営に支障をきたすことのないよう、「事業継続計画(BCP)」について、具体的な運用を確認する 訓練などの実施により、その実効性を高めます。
- ④ 反社会的勢力排除の推進
 - ・ 公知情報を中心に反社会的情報の収集を継続し、データベースの充実を図ります。また、関係機関と連携を図り、反社会的勢力の排除を行います。